

介護老人保健施設きなん苑安全衛生管理要綱

(平成26年12月1日要綱第3号)

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）に基づき、介護老人保健施設きなん苑（以下、「きなん苑」という。）で業務に従事する者（以下、「職員」という。）の衛生及び健康の保持増進を図るとともに、快適な職場環境の形成を促進するため、必要な事項を定めるものとする。

(管理者等の責務)

第2条 紀南病院組合管理者（以下、「管理者」という。）及びきなん苑施設長（以下、「施設長」という。）は、快適な職場環境の実現を通じて、職員の衛生と健康を確保するよう努めなければならない。

(職員の責務)

第3条 職員は、管理者、施設長及び衛生管理者が法令及びこの要綱に基づいて講ずる衛生及び健康の確保並びに快適な職場環境の形成のための措置には誠実に従わなければならない。

第2章 安全衛生管理

(衛生管理者)

第4条 施設長は、法第12条第1項の規定に基づき、法定の資格を有する職員のうちから衛生管理者1名を選任する。

2 衛生管理者は、衛生に係る次の技術的事項を管理しなければならない。

- (1) 健康に異常があるものの発見及びその処置に関すること
- (2) 作業環境の衛生上の調査に関すること
- (3) 労働衛生教育、健康相談等の職員の健康保持に必要な事項に関すること

(産業医)

第5条 施設長は、法第13条の規定に基づき医師の中から産業医を選任する。

2 産業医は、次の事項を行わなければならない。

- (1) 健康診断の実施及びその結果に基づく職員の健康を保持するための措置に関する事
- (2) 作業環境の維持に関する事
- (3) 作業の管理に関する事
- (4) (3)に掲げるもののほか、職員の健康管理に関する事
- (5) 健康教育、健康相談その他職員の健康の保持増進を図るための措置に関する事

第4章 安全衛生委員会

(安全衛生委員会の設置)

第6条 きなん苑に介護老人保健施設きなん苑安全衛生委員会(以下、「委員会」という。)を設置する。

(委員会の業務)

第7条 委員会は、次の事項を調査、審議する。

- (1) 職員の健康障害の防止対策に関する事
- (2) 職員の健康管理に関する事
- (3) 職員の健康保持増進対策に関する事
- (4) 公務災害の原因及び、再発防止対策で衛生に係るものに関する事
- (5) その他、衛生管理に関する事

(委員会の組織)

第8条 委員会の委員は次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 施設長
- (2) 副施設長
- (3) 看護師長
- (4) 衛生管理者
- (5) 産業医
- (6) 各部署職員代表

(委員会の委員長)

第9条 委員会の委員長には、施設長をもって充てる。

2 委員長は、会を総理し、委員会を代表する。

- 3 委員長に事故があるときは、副施設長の職にある委員が、その職務を代理する。

(委員会の会議)

第10条 委員会の会議は、毎月1回以上開催するものとする。

- 2 委員会は委員長が招集するものとする。
- 3 賛否を要する案件については、出席委員の過半数をもって委員会の意見とし、施設長は委員会の意見を尊重するものとする。
- 4 委員会は必要に応じて委員以外のものに対し、会議への出席、意見または資料の提供を求めることが出来る。

(委員会の庶務)

第11条 委員会の庶務は、きなん苑事務において処理する。

第5章 健康の保持増進措置等

(健康教育等)

第12条 管理者は、法第66条第1項の規定により職員に対し、健康教育及び健康相談その他、職員の健康の保持増進を図るための必要な措置を継続的に講ずるよう努めなければならない。

- 2 管理者は、体育活動、レクリエーション、その他の活動についての便宜を供与する等、必要な措置を紀南病院及び紀南病院互助会と連携して講ずるよう努めなければならない。
- 3 職員は、前項の管理者が講ずる措置を利用して、その健康の保持増進に努める。

(健康診断の実施)

第13条 管理者は、法第66条並びに省令第43条から第47条に基づき、職員の健康を保持するため次に掲げる健康診断を実施しなければならない。

- (1) 採用時健康診断
- (2) 定期健康診断
- (3) 特別業務従事者健康診断

- 2 採用時健康診断は、医師による健康診断を受けた後、3月を経過しない者を雇い入れた場合において、その者が当該健康診断の結果を証明する書面を提出した場合は、この限りではないものとする。

- 3 定期健康診断は、職員に対し1年以内ごとに1回、定期的に医師による健康診断を行うこととする。
- 4 特別業務従事者健康診断は、深夜業を含む業務を行う者について6ヶ月以内ごとに1回、定期的に医師による健康診断を行うものとする。

(受診義務)

第14条 職員は、指定された期日及び場所において、健康診断を受けなければならない。但し、他の医師により健康診断を受け、その結果を証明する書面を管理者に提出した場合はこの限りではない。

(健康診断結果の記録)

第15条 管理者は、第13条の規定による健康診断の結果を記録し、これを5年間保存しなければならない。

(報告)

第16条 管理者は定期健康診断及び特別業務従事者健康診断を行った時は、職員に通知するものとする。同時に、報告書を作成して所轄労働基準監督署長に報告するものとする。

(療養の指示等)

第17条 施設長は、職員の健康診断結果において、職員の健康保持のため必要があると認めるときは、産業医又はその他の医師の意見を十分に聞き、それに基づいて、適切な療養及び業務就業の制限等の指示を行うこととする。

(療養等の義務)

第18条 前条の規定による指示を受けた者は、その指示及び産業医又は主治医等の療養指導に従い、療養の専念や就業への配慮をする等、健康回復に努めなければならない。

(秘密の保持)

第19条 健康診断の実施事務に従事する者は、その職務上知り得た職員の秘密を漏らしてはならない。

第6章 予防対策等

(腰痛予防対策)

第20条 施設長は、利用者の入浴、排せつ等の介助や移乗関連用具での業務においては、急激な身体移動をなくし、かつ、身体の重心移動を少なくする等できるだけ腰部に負担がかからない作業姿勢で行う指導を行い、次の事項について配慮しなければならない。

- (1) 腰痛予防教育の実施
- (2) 作業前の準備運動実施
- (3) 福祉用具の利用検討
- (4) 利用者の体重等によっては、複数作業や移乗関連用具の活用検討

(メンタルヘルス)

第21条 施設長は、職員が職場、利用者及びその家族等の人間関係、長時間労働等から生ずるストレスに対処できるよう支援等を行うとともに、職場環境等の改善、職員への相談対応等を行うなど継続的に心の健康保持増進を図らなければならない。

(快適な職場環境の形成のための措置)

第22条 施設長は、職場の安全衛生の水準向上を図るため、就業環境、作業方法等が適正に管理され、安全で誰もが働きやすい快適かつ衛生的な職場環境を形成するように努めなければならない。

2 職員は、前項により講ぜられた措置を順守することはもちろんのこと、職員自らが自発的に前項の職場環境の実現を目指し、実行しなければならない。

(補則)

第23条 この要綱に定めるもののほか、職員の衛生及び健康保持について必要な事項は、施設長が定める。

附則 (平成26年12月1日要綱第3号)

この要綱は、平成26年12月1日より適用する。